

令和4年第7回稲沢市農業委員会総会会議録

令和4年7月25日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代		
		8番	石田 剛士
9番	橋本 淳		
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
6番	杉村 由幸	7番	瀧 信義
10番	木村 均	19番	八木 章嘉

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
		主事補	上田 哲也

【農務課】出席者

主任	永井 勇氣		
----	-------	--	--

午後1時55分開会

【事務局】

定刻前ではありますが、お揃いですので、始めさせていただきます。本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用・会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは只今から令和4年第7回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、杉村委員、瀧委員、木村委員、八木委員の4名でございます。なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願いたします。

【会長】

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。本格的な夏を迎え、厳しい暑さが続きますので、健康には十分、留意していただきたいと思います。

それでは、只今から、令和4年第7回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は15人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、5番永井委員、8番石田委員を指名いたします。

次に日程第2議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

まず、所有権移転の案件から説明いたします。3ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 42,354.63 m²の農地を経営しており、個人で年間 330 日、世帯では 1460 日農業に従事しています。

(番号2申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在3,560㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では490日農業に従事しています。

番号3番及び、5ページの番号9番は受人が同一世帯の方であるため、一括で説明いたします。

(番号3申請地、地目、地積、申請内容朗読)

こちらにつきましては、登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転になります。

(番号9申請地、地目、地積、申請内容朗読)

一部所在につきましては、登記地目は山林ですが、現況は畑になります。

大変申し訳ございませんが、ここで議案の訂正をお願いいたします。

権利が使用貸借権となっておりますが、賃借権の誤りでございます。訂正をお願いいたします。

令和4年7月25日から10年間の賃借権の設定です。

受人は今回の申請で農地を取得することにより、新たに就農するものです。

受人は今回の申請で2,027㎡の農地を経営することとなり、個人で年間150日、世帯では300日農業に従事する計画です。

3ページに戻ります。

(番号4申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に耕作地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。

受人は現在46,702㎡の農地を経営しております。また常時年間従事者数は7名で、年間1,730日従事しており、農地を所有することのできる農地所有適格法人の要件を満たしております。

(番号5申請地、地目、地積、申請内容朗読)

一部所在につきましては、登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得し、規模拡大するものです。

受人は現在2,075㎡の農地を経営しており、個人で年間90日、世帯では150日農業に従事しております。

4ページをお願いいたします。

(番号6申請地、地目、地積、申請内容朗読)

こちらにつきましては、登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買による所有権移転です。

受人は申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在近隣市で7,936㎡の農地を経営しており、個人で年間200日、世帯では350日農業に従事しております。

5ページをお願いいたします。

ここからは権利設定の案件になります。

番号7番と8番は受人が同一であるため、一括で説明いたします。

(番号7申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号8申請地、地目、地積、申請内容朗読)

令和4年8月1日から3年間の使用貸借権の設定です。

受人は、今回の申請で農地を取得することにより、新たに就農するものです。

受人は今回の申請で2,015㎡の農地を取得することとなり、個人で年間200日、世帯では400日農業に従事する計画です。

6ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計9件、移動の土地は、田15筆1,1004㎡、畑14筆4,097㎡、山林1筆52㎡ 合計30筆15,153㎡です。

以上、番号1番から9番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第37号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

7ページをお願いします。

議案第38号農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

申し訳ございませんが、こちらの農地転用資料に訂正がございます。5条の番号1番の農地種別が1種となっておりますが、こちらは2種農地となります。また5条の番号4番の農地種別が2種となっておりますがこちらは3種農地となります。

大変申し訳ございません。訂正したうえで進めさせていただきます。

8ページをお願い致します。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは、自己用住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第1種農地ですが集落に接続しているため許可要件を満たしております。

9ページ総括表をお願いします。

4条の申請件数は2件、転用の土地は、畑2筆496㎡です。

以上、4条申請2件につきましては、立地条件および一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第38号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたし

ます。事務局から説明を求めます。

【事務局】

つづきまして、10ページをお願いいたします。議案第39号農地法5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。11ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買での所有権移転です。

こちらは駐車場・庭を設置します。農地区分は第1種農地ですが、既存施設の拡張に供しているため許可要件を満たしております。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは有料老人ホームを建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは物置・駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分譲住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分譲住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

12ページをお願いいたします。

ここからは権利設定の案件になります。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号11申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場・リハビリスペースを設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

つづきまして、13ページの総括表をお願いいたします。

5条の申請件数は、11件 転用土地 田 7筆 6,349㎡ 畑 8筆 2,110㎡ 合計15筆 8,459㎡です。

以上5条申請 11件につきましては、立地条件及び一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第39号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第40号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 14 ページをお願い致します。

議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第 1 項の規定により農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

15 ページをお願いします。

こちらは、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件になります。

(申請地 地目 面積 を朗読)

こちらは、すべて売買による所有権移転です。

所有権移転の時期は令和4年9月5日です。

16 ページ総括表をお願い致します。

畑 4 筆 1,816 m² 合計 4 筆 1,816 m² になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤 強化促進法 第 18 条 第 3 項の各要件を満たしているため、所有権を移転することに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 40 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全会一致)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 報告第 19 号 現況証明願の報告についてから日程第 8 報告 21 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

17 ページをお願いします。

報告第19号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

18ページをお願いします。

番号1番 (申請地 地目 面積を朗読)

平成元年より住宅敷地として利用しておりました。

番号2番 (申請地 地目 面積を朗読)

昭和31年より住宅敷地として利用しておりました。

番号3番 (申請地 地目 面積を朗読)

昭和43年より住宅敷地として利用しておりました。

番号4番 (申請地 地目 面積を朗読)

平成12年より倉庫敷地として利用しておりました。

番号5番 (申請地 地目 面積を朗読)

昭和38年より倉庫敷地として利用しておりました。

番号6番 (申請地 地目 面積を朗読)

昭和38年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、19ページをお願いします。報告第20号農地法第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の6の(5)のAの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

20ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号の届出です。

今月は所有権移転案件のみになります。

番号1番 申請地 地目 面積を朗読

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

宅地 31.74 m² 雑種地 83 m² と一体利用します。

番号2番 申請地 地目 面積を朗読

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

番号3番 申請地 地目 面積を朗読

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

番号4番 申請地 地目 面積を朗読

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

21 ページの総括表をお願いします。

申請件数 4件 田1筆 433㎡ 畑5筆 543㎡ 合計6筆 976㎡です。

つづきまして、22 ページをお願いいたします。

報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

23 ページをお願いします。

番号1番 西島東町43-1 田 1552㎡

農地転用のための、賃借権の解除です。

24 ページの総括表をお願いします。

申請件数 1件 田 1筆 1552㎡ です。

以上になります。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これをもちまして、令和4年第7回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時25分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

5 番委員

永井 八千代

8 番委員

石田 剛士